

## 「フランス・モデル」

林 隆司

1 人の女性が生涯に産む子供の数を示す、合計特殊出生率はわが国において2006年は1.32であった。しかし少子化はわが国だけでなく、ほとんどの先進諸国においても問題となっている。だが、そんな先進国の中でも出生率が回復している国がある。それはフランスである。フランスでは、合計特殊出生率が1994年は1.68であったが、その後V字回復を遂げ2006年には暫定値で2.01にまでなった。ではわが国とフランスでは何が違うのか考察したい。

わが国では、月額で第一子と第二子にそれぞれ5000円。第三子以降1人につき1万円の児童手当が支給されているが、期間は小学校修了時までで、所得制限もある。

一方、フランスでは2人以上の子供がいる場合は20歳になる直前まで所得制限なしで家族手当を受ける事が出来る。金額は月額で子供1人の場合は0だが、2人で117ユーロ(※1ユーロ=155円換算で1万8135円)、3人で267ユーロ(※4万1385円)4人で417ユーロ(※6万4635円)5人以上からはそれぞれ150ユーロ(※2万3250円)が加算され、さらに子供が11~16歳時には33.51ユーロ(※約5194円)が16~19歳時には59.57ユーロ(※約9233円)が支給される。また、子供3人以上の家族には「大家族カード」が発行され、このカードがあれば、フランス国鉄や地下鉄、一部のデパート、ホテル、レンタカーなどで一定の割引を受ける事が出来、パリ市ではプール、公園、展覧会などが無料になる。

内閣府が2005年に発表した「少子化社会白書」によると2人の子供を育てた場合、成人するまでに家庭が受け取る児童手当(家族手当)の合計は日本が120万円でフランスでは650万円になるという。この様にフランスの子育てへの経済的支援はわが国のそれと比べて相当手厚い。

また、フランスでは育児休業制度も充実しており、子どもが3歳になるまで育児休業または労働時間短縮が認められ、第2子以降の育児休業手当は3歳まで受給が可能であり、この休暇は出産休暇終了後、取るのが通常となっている。

フランスでは年間労働時間が約1500時間で、準強制的な年次休暇が25日ある。一方日本は労働時間が1800時間で、休暇は8.5日しかない。つまりフランスは「ワークライフバランス(WLB)」が最も進んだ国であり、この社会環境と先述した手厚い支援があるからこそ、フランスの出生率は回復したと考えられる。つまり、わが国で、このフランスの例を採用するとなれば、経済的支援に偏るのではなく、労働時間の短縮など社会環境も整備しなければ効果は上げられないだろう。

また、フランスの家族手当の原資は6割が事業者負担によって賄われ、企業内託児所なども充実しており、企業と国が一体となって子育てを支援している。わが国においても政府と企業、それに国民が一体となって、子育てを支援する制度や環境を構築することが、出生率上昇への一番の近道だと思われる。

参考文献等

※2007年1月28日・12月15日「讀賣新聞」

※内閣府 経済総合研究所 HP <http://www.esri.go.jp/jp/archive/hou/hou020/hou012.html>

※文藝春秋社「日本の論点2008」